

前漢における中央監察の実態補論

— 御史中丞を中・心として —

福 永 善 隆

はじめに

周知のように、中国では皇帝支配を維持し、効率的に運用するために、早くから高度な官僚機構が整備されてきた。その特徴の一つとして、官吏を監察し、その非違を糾弾する監察制度が挙げられる。通時代的に見て、監察は主に御史によつて担われていたため、その監察制度は御史制度とも呼ばれる。

この皇帝支配と表裏一体の関係にある御史制度の展開について、御史の性格・変遷について明らかにしつつ追究されたのが、櫻井芳朗氏である⁽¹⁾。氏は、御史は本質的に王の側近たる書記官であり、戦国時代には監察官としての萌芽が見えるものの、その監察は始皇帝の法家に基づく専制政治のなかで展開されたものであるとされた。ただし、秦では、御史の長官である御史大夫は丞相を補佐して行政にあたり、さらに、前漢になると、次第に副丞相として位置づけられ、殿中において監察を担う御史との統属関係は薄れていったことから、御史大夫は「早くより監察官としての性質を失はんとする傾向」があり、それ故、秦の御史制度は不安定であったとする⁽²⁾。そして、御史大夫から御史中丞が独立して殿中に留まり、監察を専門的に掌る侍御史を属下に置いたこと等によ

り、「真の御史制度」が武帝期に確立したとし、その背景を武帝が丞相以下を抑え、意のままに政治を行おうとしたことに求めている。

その後、監察制度に関する研究はさまざまに行われてきたものの、基本的にこの氏の見解の大枠からはずれずるものはなかった⁽³⁾。それに対して、新たな視角から秦漢時代の監察制度に切り込んだのが王勇華氏である⁽⁴⁾。氏は御史に加えて、それとは系統を異にする丞相に属する監察官、丞相司直の存在に着目し、監察はもともと「行政管理の理念から、具体的な行政執行の状況を監督するために生み出されたものである」とされる⁽⁵⁾。そして、当初、行政と監察は未分化であり、ともに丞相によつて統轄されていたが、武帝期になると両者は分化していったとした上で、それは前漢武帝が丞相の権力を抑えるためであったと結論づけたのである⁽⁶⁾。また、王氏は御史中丞・丞相司直の監察の相違を行政機構の外にあるか、中にあるかという形式的な問題、あるいは現場の調査によるのか、文書によるのかという監察の手段の違いに求めている。

この王氏の見解に対して、筆者は両者の監察にはもつと本質的な差異があるのではないかとの疑問を抱き、丞相司直とそれに率いられた丞相史及び御史中丞とその属官である侍御史の弾劾事例を検討・分析したことがある(以下、前稿と称することとする)⁽⁷⁾。その結論について、本稿に関連する点のみ述べておくと、①前者は贈収賄・職務怠慢等、丞相府による行政の正常な運営を阻害する事件を担当していたのに対して、後者は「大逆」等と表される礼制に違背する言動の監察を掌っていたこと、②①で述べたような、御史中丞及び侍御史の監察は、御史がもともと朝儀・祭礼の監察に携わり、儀礼に反する言動を取り締まっていたことと関連すること、を明らかにしたのである。

ただし、この筆者の見解に対して、その後、王氏から反論が寄せられている⁽⁸⁾。また、近年、公表されつつある嶽麓書院蔵簡を得て、これまでは関連資料が零細なため、論究できなかった戦国秦から統一秦にかけての監察制度の研究が行われるようになってきている⁽⁹⁾。そのなかで秦代には、すでに御史系統の監察官がある程度整備され、地方監察において重要な役割を果たしていたことが明らかとなってきたが、それにより、御史に対する櫻井氏の見解も一部修正が加えられつつある。

このような状況を踏まえると、かつて武帝期の中央監察制度について論究した、筆者の見解も再検討しなければならない段階に至ったといえるであろう。

本稿は以上のような問題意識に基づき、まず、王氏の監察制度に関する研究を検討しながら問題の所在を明らかにし、その上で、筆者がかつて提示した見解を補足しながら、さらに、中央監察の実態について、御史中丞及びそれに率いられた侍御史を中心として追究しようとするものである。

一 問題の所在——王勇華氏の見解によせて——

まず、議論の出発点として、丞相司直・「侍御史」(前漢では専門的に監察を行う組織として「御史台」という呼称は未だ見られない。よって、以下、御史中丞及びそれに属する侍御史の総体を便宜的に「侍御史」と称する)の監察について、詳細に分析し、前漢監察制度の研究に新たな視点を取り入れた王勇華氏の見解を再検討し、もって、その問題の所在を明確にしたい。

王氏の研究の特徴は、行政と監察について、前者は行政執行権と行政監督権、後者は行政監察権と司法監察権というように、さまざまな概念を設定して腑分けし、その上で、丞相司直・御史中丞・刺史・司隸校尉という諸々の監察官の職能について厳密に分析しようとする点にある⁽¹⁰⁾。すなわち、丞相司直は行政監察権、御史中丞は行政監察権と司法監察権、司隸校尉は司法監察権をそれぞれ有しており、よって、これら諸官は純然たる監察官であるが、刺史は行政監察権と司法監察権に加えて、行政権のうち行政監督権を有しており、行政的職能と監察的職能を兼ね備えた二重性を持っているという具合である。

ただし、そもそもこれらの概念を全面的かつ嚴格に適用しようとするばばするほど、さまざまな問題が生じてくる。例えば、『後漢書』伝第三六陳忠列伝に、後漢安帝期に陳忠が、当時宰相として位置づけられていた三公について、

故に三公は稱して冢宰と曰ひ、王者待するに殊敬を以てす。……入れば則ち參對して政事を議し、出づれば則ち監察して是非を董す。漢典の舊事、丞相の請ふ所、聽かざること有る靡^なし。今の三公其の名に當たると雖も、其の實無し。

と、その職掌について、「入れば則ち參對して政事を議し、出づれば則ち監察して是非を董す」と述べる。祝総斌氏は、この記事に基づき、議政権と「百官の行政執行に対する監督(監督百官執行)」権が宰相の基本的な職能であったと捉えるが⁽¹¹⁾、王氏は、この祝氏の見解を介して、「下僚の治績の優劣、職に適任かどうかを監督評価し、更にその仕事を指導して、かれらができる限り職に適応」させる「百官の行政執行に対する監督」を行政的職能の一つとして捉えている⁽¹²⁾。しかし、王氏の

見解に従うと、行政と監察が分化し始めたこととされる前漢武帝期であれば、
まだしも、そこから一五〇年程経た後漢和帝期において、王氏が行政権
の一部として規定する「百官の行政執行に対する監督」が、「監察」と
表現されていることの意味は大きいのではあるまいか（以下、本稿では、
「百官の行政執行に対する監察」と称することとする）。

また、王氏の所論にも上に挙げた概念を厳格に適用したことによる矛盾が
すでに表れている。例えば、『漢書』卷七十二鮑宣伝に、哀帝期に司
隸校尉鮑宣が丞相孔光を弾劾したときのこととして、

丞相孔光四時に園陵を行し、官屬令を以て馳道中を行く。（司隸校尉鮑宣）
宣出でて之に逢ひ、吏をして丞相の掾史を鉤止し、其の車馬を没入し、
宰相を摧辱せしむ。事御史中丞に下り、侍御史司隸の官に至り、
従事を捕へんと欲するに、門を閉ちて内るるを肯せず。宣使者を距閉し、
人臣の禮を亡し、大不敬・不道に坐し、廷尉の獄に下る。

とある事例について、王氏は、この事例は、その不正行為が公的なものなのか私的なものなのか、
極めて微妙である。「四時行園陵」は丞相の公務の一種であり、それが天子の園陵
であれば、丞相の御陵巡視は微妙な公的行為である可能性もある。しかし、司隸校尉鮑宣は、
天子の通る道を使うことは、行政の管理運営業務の内容に属さない、単なる規則違反の
一種と考えて干渉したのであろう。

と断じるが⁽¹³⁾、「微妙な公的行為である可能性もある」との記載に端的に表れているように、
ここにはこの事例をどのように位置づけるか、王氏が苦心したあとが窺われる。
そして、それは司隸校尉が司法監察権の

みを有しており、行政監察権は持っていなかったと規定するところから生じているのである。

そもそも王氏は行政監察と行政監督の概念を現代日本の行政学より援用し⁽¹⁴⁾、
それに基づいて、漢代の行政及び監察を腑分けしようとしているが、
そのためにかえって自縄自縛となってしまうように思われる。

そもそも王氏が、このように行政と監察の腑分けに苦心したのは、武帝期以降成立した御史中丞を中心とする監察制度の展開について、当初一体化していた行政と監察が分化していく過程のなかで捉えようとしたためである。
「はじめに」で述べたように、王氏は漢代における行政・監察両権の分化は丞相の権力を抑えるなかで生じたとするが、この所説は、櫻井芳朗氏以来、御史制度の確立について、「武帝が丞相以下を圧へ、意のままに政治を行」おうとした結果として捉える見方をそのまま踏襲したものである。
この櫻井氏の見解は、この直前に「武帝の時代には天子の私的の職が実権を握る傾向が生じた」とする点からも窺われるように⁽¹⁵⁾、和田清氏が提示された「官制の波紋的循環発生」論に端を発し⁽¹⁶⁾、さらには西嶋定生氏の内朝・外朝論にまでつながる⁽¹⁷⁾、前漢官僚機構の展開についての通説的な理解の系譜の上に位置するものである。ただし、近年、このような理解に対して、前漢後半期においても丞相は依然として宰相として位置づけられていたと評価し、西嶋氏をはじめとする通説的な理解を再検討する研究も見られるようになってきているのである⁽¹⁸⁾。

さらに、「はじめに」で述べたように、近年公表されつつある嶽麓書院藏簡の研究によって明らかになってきているように、秦代にはすでに

ある程度整備された御史の監察に関する規定が見られる。このことを踏まえて考えると、そもそも丞相が行政・監察両権を掌握していたとする前提に基づき、両権の分化について論じる王氏の見解を無批判に継承することはできないであろう。

以上のような王氏の研究に見られる問題点を踏まえると、王氏とは別の観点から「侍御史」の監察の実態について考えていかなければならないことになるであろう。

二 「侍御史」による弾劾の実態

「はじめに」で述べたように、筆者は前稿にて「侍御史」の監察を、その弾劾事例に基づいて分析したことがある。その事例をまとめた下の表を見ると、そのほとんどが大逆・不敬・不道として処断されていることがわかる。筆者はこの点に着目して、「侍御史」の監察を礼制秩序維持に関わるものと結論づけたのである。

ただし、上の筆者の見解に対して、王勇華氏はそれらの罪名は「詰問」等、さまざまな調査を経て、最終的な審判によつて確定するものであり、「侍御史」が弾劾する時点で、その判決をあらかじめ知つて取捨選択することはできないはずであるとの疑義を提出している⁽¹⁹⁾。

確かに、前稿にて大逆等の罪名だけで、それを礼制秩序維持に関わるものと直接結びつけた点はやや性急にすぎたかもしれない。ただし、彼らが担当した事案のほとんどすべてが最終的に大逆・不敬・不道として処断されるという偏りが見られる点について、安易に偶然として片付けず、その理由について検討してみる必要があるであろう。

表一 御史中丞・侍御史弾劾リスト

案件	時期	御史	侍御史	その他の官	被弾劾者	弾劾結果	出典
巫蠱	武帝期	中丞	○		陳皇后		『史記』卷一二一 酷吏列伝
反逆	昭帝期	△		廷尉史	反者		『漢書』卷七一 于定国伝
反逆	昭帝期	(※1)	○	廷尉史	桑遷		『漢書』卷六〇 杜周伝
謀反人の隠匿	昭帝期		○	丞相長史・二千石	侯史典		『漢書』卷六〇 杜周伝
反逆・呪詛	哀帝期	○		廷尉監	東平王		『漢書』卷八六 王嘉伝
呪詛	哀帝期		○	丞相長史・中謁者令・大鴻臚丞	元官吏	獄死	『漢書』卷四九 息夫躬伝
呪詛	哀帝期		○		馮太后	飲藥自殺	『漢書』卷九七下 外戚伝
坐の厲側	武帝期				穎陰侯		『史記』卷一〇七 魏其武安侯列伝
虎符を持って婦孺	成帝期	○			王舅	免官	『漢書』卷七九 馮奉世伝
近臣の傷害	成帝期	○			薛況	貶秩	『漢書』卷八三 薛宣伝
公門下に おける争言	哀帝期	○			光祿大夫 博士	貶秩	『漢書』卷七二 龔勝伝
昌邑王廢の廃立	宣帝期		○		霍光	奏程	『漢書』卷九〇 嚴延年伝
無道行為	宣帝期				廣川王	妻子徙上庸	『漢書』卷五三 廣川惠王越伝
建言の効果が 見られない	哀帝期	○		丞相長史・大鴻臚・御史丞・廷尉正	夏賀良	伏誅	『漢書』卷七五 李尋伝
建言の効果が 見られない	哀帝期	○		光祿勳・光祿大夫・廷尉	解光	減死一等	『漢書』卷七二 李宣伝
丞相の權辱	哀帝期	○		大夫・廷尉	李尋	徙敦煌郡	『漢書』卷七五 李尋伝
罪人の畜中への 優犯を許す	宣帝期	○			侍御史	死罪	『漢書』卷九〇 嚴延年伝
風車の侵犯	宣帝期		○		大司農		『漢書』卷九〇 嚴延年伝

※1 本案件は御史中丞の属官であると思われる御史中丞從事が担当しているため、御史中丞の弾劾事例に含める。

その際、注目すべきは、法律を犯したかどうか、明確に判断できない事案は御史中丞に委ねられたとする、王氏の指摘である⁽²⁰⁾。まず、この点を出発点として考えてみよう。

ここで注目されるのが次の事案である。すなわち、『漢書』卷七九 馮野王伝に、成帝期のこととして、

是において、(馮)野王懼れて自ら安んぜず、遂に病む。三月を満たし告を賜はり、妻子と與に杜陵に歸りて醫藥に就く。大將軍

(王) 鳳御史中丞に風して、野王告を賜はりて病を養ふも、而も私に便により虎符を持って界より出でて家に歸るは、詔を奉ずるに不敬なり、と劾奏せしむ。

とあるように、病のため告を賜り、帰郷した上郡太守馮野王は、大將軍王鳳の意を受けた御史中丞によつて弾劾されている。これは王鳳が政敵であつた馮野王を排除するために行わたものであつたが、同伝の後文には、王鳳の幕下にあつた杜欽がそれに異を唱えて、

(杜欽) 記を(王) 鳳に奏し、(馮) 野王の爲に言ひて曰はく、竊かに令を見るに曰はく、吏二千石告して、長安に過りて謁し、予賜を分別せず、と。今有司以て予告は歸るを得、賜告は得ずと爲すも、是れ一律兩科なれば、刑を省くの意を失す。夫れ三最にして告を予へらるるは、令なり。病むこと三月を滿たし告を賜はるは、詔恩なり。令告は則ち得、詔恩は則ち得ざれば、輕重の差を失す。又二千石の病みて告を賜はり歸るを得るは故事有り。郡を去るを得ざること令に著さるは亡し。

と、ここに「郡を去るを得ざること令に著さるは亡し」とあるように、令文に断罪に値する條文が設けられてはいないと明確に指摘されている。この点は、次の丞相司直による弾劾と好対照をなしている。すなわち、同書卷八四翟方進伝に、成帝期に丞相司直の任にあつた翟方進が司隸校尉涓勳を弾劾して、

(翟) 方進陰に之を察す。(涓) 勳私に光祿勳辛慶忌を過り、又出でて帝舅成都侯(王) 商に道路に逢ひ、車より下りて立ち、過ぐるを攫ちて、乃ち車に就く。是において方進其の狀を擧奏し、因りて曰はく、……丞相聖主に進見するに、坐に御すれば爲に起ち、

輿に在れば爲に下る。羣臣宜しく皆聖化を承順し、以て四方に視す。勳吏二千石にして、幸ひに使を奉ずるを得て、禮儀に遵はず、宰相を輕護し、上卿を賤易して、又節を誦けて度を失ひ、邪調常無く、色厲しくして内往らかなり。國體を墮ちて、朝廷の序を亂す。宜しく位に處るべからず。臣請ふ、丞相に下して勳を免ぜん、と。

とある。この事案については同書同伝の後文に、時に太中大夫平當中に給事して奏言すらく、(翟) 方進國の司直たるに、自ら敕正して以て羣下に先んぜずして、前に親ら令を犯して馳道の中を行く。司隸(陳) 慶平心に擧劾するに、方進自ら責め悔ひずして内に私恨を挾み、慶の從容の語言を伺記して、誣欺を以て罪を成す。後に丞相(薛) 宣一不道の賊を以て、掾を遣はして司隸校尉を督趣せんと請ふ。司隸校尉(涓) 勳自ら奏して朝廷に暴なり。今方進復た勳を擧奏す。議者以爲へらく、方進道德を以て丞相を輔正せず、苟も大臣に阿助して、必ず勝ちて威を立てんと欲す。宜しく其の原を抑絶すべし。勳素行公直にして、姦人の惡む所なり。少しく寛假して、其の功名を遂げしむべし、と。上(翟) 方進の擧ぐる所科に應ずるを以て、逆詐を用て正法を廢するを得ず。遂に(涓) 勳を貶して昌陵令と爲す。方進旬歲の間にして兩司隸を免ず。朝廷是に由り之を憚る。

とあるように、平當よりそれを不当とする意見が提出されたものの、最終的に翟方進の主張が認められ、涓勳は昌陵令に左遷された。ここで、反対意見が退けられ、翟方進の主張が認められたのは「科に應ずる」ためであつた。他方、前掲した『漢書』馮野王伝では、御史中丞が「令に著さ」れていない事案について弾劾を行っている点が特徴的である。

ここで、同書卷七〇陳湯伝に、成帝期に丞相・御史大夫により陳湯が弾劾されたときのこととして、

丞相・御史奏すらく、(陳)湯衆を惑はして不道なり。妄りに詐を稱して異を上を歸す。宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬なり、と。廷尉(趙)増壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所の劇易を以て罪と爲す。臣下承けて用ふれば其の中を失す。故に獄を廷尉に移し、比無き者は先づ以て聞ず。刑罰を正し、人命を重んずる所以なり。明主百姓を哀憫し、制書を下し昌陵を罷め吏民を徙さざるは、己に申布す。湯妄りに意を以て相ひ且に復た發徒せんとすと謂ふ。頗る驚動すと雖も、流行する所の者少なく、百姓變を爲さざれば、衆を惑はすと謂ふべからず。湯詐を稱して、然らざるの事を虚設するは、宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬なり、と。

とあるように、陳湯を「大不敬」として弾劾する丞相・御史大夫に対して、廷尉趙増壽が「不道は正法無し」として異議を唱えている点は注目される。この記事について、大庭脩氏は「不道は、人倫道德に反し、人としての道、臣下としての道に背反する行為であるから、そういう行為をあらかじめ予測し、律に正文を記しておくことは不可能」であり、よって、「律に不法行為とそれに該当する刑罰とを記していないということである」と述べる⁽²⁷⁾。

また、水間大輔氏は、不敬・大不敬に具体的にどのような行為があったかは、必ずしも律令では定義されておらず、礼に委ねられている面もあり、しかも礼は法律のような厳密性がなく、規範としては曖昧なものであったとした上で、被害あるいは悪質性の程度により、本来、大不敬

に問われる行為が不道とされる場合もあったと指摘されている⁽²⁸⁾。このことから、不道・不敬・大不敬がともに「正法」に位置づけられていない点で共通しているといえる。この点をあわせ考えると、前掲した『漢書』馮野王伝で、王鳳が言いがかりをつけなければ特に咎められるべきことでもなかった事案を⁽²⁹⁾、不敬という礼制に関わる問題として論じざるを得なかったことの意味も明確となってくる。

さらに、丞相司直・丞相史には単独で弾劾を行う事例は見られないのに対して、「侍御史」には廷尉や光祿勳・大鴻臚及びその属官とともに「雑治」する事例が多く見られる⁽³⁰⁾。この点も後者が「正法」に位置づけることのできない事案に関わっていたため、より慎重に調査する必要があったとすると、理解できる。

では、「侍御史」は何故そのような事案に関わることができたのだろうか。この点に注目して、「侍御史」の性格について、さらに追究してみよう。

三 前漢官僚機構における「侍御史」の位置づけ

— 皇帝と官僚機構の関係から —

大庭脩氏は不道が適用されるルールについて、「判決例が重要視され、比の無いものは天子に決断を仰いだ」と述べている⁽³¹⁾。そこで、まず、司法における皇帝の権能から考えてみよう。

『史記』卷一〇二張釈之列伝に、文帝期に廷尉の任にあった張釈之が、高廟の玉環が窃盗にあった事案を処理したときのこととして、

其の後、人の高廟の坐前の玉環を盗む有りて、捕へ得たり。文帝

怒りて、廷尉に下して治せしむ。(張) 釋之律の宗廟の服御の物を盜む者を案じて奏を爲し、弃市に當すと奏す。上大いに怒りて曰はく、……吾の廷尉に屬すは、之を族に致さんと欲すればなり。而して君法を以て之を奏す。吾が宗廟に共承する所以の意に非ざるなり。釋之冠を免り頓首して謝して曰はく、法は是くのごとくして足るなり。且つ罪等しきも、然れども逆順を以て差を爲す。今宗廟の器を盜みて之を族せば、萬分の一、假令愚民の長陵の一杯の土を取るがごとき有らば、陛下何を以て其の法を加へんや、と。之を久しくして、文帝太后と之を言ひ、乃ち廷尉の當を許す。

とあるように、張積之は律に照らして、犯人を棄市として断罪するように上奏したところ、それに不満を持った文帝に対して、彼は「法は是くのごとくして足るなり」と、法の論理を用いて諫めていた。また、同書同伝には、文帝が外出した際、ある者が突然前を横切り、文帝の乗輿の馬を驚かせた事を、廷尉張積之が処理したときのこととして、

頃之にして、上行きて中涓橋に出づ。一人の橋下より走り出づる有りて、乗輿の馬驚く。是において、騎をして捕へしめ、之を廷尉に屬す。……廷尉當を奏す。一人蹕を犯せば、罰金に當す、と。文帝怒りて曰はく、……令し他馬なれば、固より我を敗傷せざらんや。而るに廷尉は乃ち之を罰金に當す、と。釋之曰はく、法は天子の天下と與に公共する所なり。……且つ其の時に方りて、上立ち立るに之を誅せしめば則ち已まん。今既に廷尉に下す。廷尉は天下の平なり。一たび傾かば、天下の用法皆輕重を爲さん。民安くにか其の手足を措く所あらん。唯だ陛下之を察せよ、と。良久しくして、上曰はく、廷尉の當是なり。

と、ここでは張積之が罰金刑とした判決に不満を持った文帝に対して、法は「天子の天下と公共する所」であり、それを超えた判決を下すことはできないと述べている。ただし、張積之は、「其の時に方りて、上立ち立るに之を誅せしめば則ち已まん」と述べているように、文帝が自身で裁定する余地は残されている。ここから、皇帝には法を超えた処断を行うこともできるが、廷尉をはじめとする官僚機構が関わり、法に則った処理をせざるを得なくなるといえる²⁷⁾。

このように考えてみると、先述した趙增寿の議論は、『史記』張積之伝の二つの記事によつて示された皇帝と官僚機構の関係を反映したものと位置づけることができる。このことをあわせ考えると、「正法」に位置づけることのできない事を処理していた「侍御史」は、上のような皇帝と官僚機構との関係のなかで、どのように位置づけることができるのであろうか。

ここで注目したいのは、第二節で掲げた『漢書』陳湯伝の記事において、趙增寿が「不道は正法無し。犯す所の劇易を以て罪と爲す。臣下承けて用ふれば其の中を失す。故に獄を廷尉に移し、比無き者は先づ以て聞す。刑罰を正し、人命を重んずる所以なり」と述べる、「不道」の適用ルールはより広く捉えらるると、請讞との関係が窺われる点である²⁸⁾。

請讞とは特定の司法案件について、上級の機関に報告して判断を仰ぐ制度である。宮宅潔氏によれば、それは①被疑者の身分によつて自動的に義務づけられる場合(「請」と)、②量刑に疑義がある場合(「讞」)の二種がある。

①「請」は一定の官秩以上の官僚あるいは宗室王侯及びその近親が罪を犯した場合、彼らを拘束する時点で皇帝に「先請」することが義務

づけられた、一種の特権である。一方、②「讞」について、『漢書』巻二三刑法志に、高祖七（前二〇〇）年の詔として、

高皇帝七年、御史に制詔すらく、獄の疑はしき者は、吏或ひは敢へて決せず、罪有る者久しくして論ぜられず、罪無き者久しく繋がれて決せず。今より以來、縣道官の獄の疑はしき者は、各おの屬する所の二千石の官に讞せよ。二千石の官其の罪名を以て當に之を報ぜよ。決すること能はざる所の者は、皆廷尉に移せ。廷尉亦當に之を報ずべし。廷尉の決すること能はざる所は、謹しみて具に奏を爲し、當に比すべき所の律令を傳へて以て聞せよ。

とあるように、量刑に疑義がある場合、郡守等の所属する二千石官・廷尉に「讞」が行われ、それでも解決しない場合、最終的に皇帝の裁定を仰ぐことになっていた。

上の記事によると、「讞」の対象は、高祖期には「獄の疑はしき者」であった。この「獄の疑はしき者」について、宮宅氏は「律令の解釈、適用をめぐって両論併記せざるを得ない」事案であったと指摘される²⁹⁾。

ただし、同書巻五景帝紀中五（前一四五）年の條に、景帝の詔として、

九月、詔して曰はく、……吏或いは法令を奉ぜず、貨賂を以て市と爲し、朋黨比周し、苛を以て察と爲し、刻を以て明と爲し、罪亡き者をして職を失はしむ。朕甚だ之を憐む。罪有る者罪に伏さず、法を姦し暴を爲すは、甚だ謂ふ亡きなり。諸そ獄の疑はしき、若しくは法に文致すと雖も人心に厭かざる者、輒ち之を讞せよ。

とあるように、景帝中五年には「讞」の適用範囲が拡大され、「法に文

致すと雖も人心に厭かざる者」にも、請讞が行われるようになった。宮宅氏は、これと「量刑の際、形に現れた犯罪行為よりも行為者の心情、動機の良否を重視」する、漢代に特徴的な刑罰理念である、「原心定罪」との関連に着目し、「律令の上では適用してよい條文が存在するが、心情を基準とするなら律令そのままの量刑に」納得のいかない事案と解釈した上で³⁰⁾、これは「原心定罪」という理念を実際の法適用にも反映させようとする試みであると位置づけている。

そして、このような司法における皇帝の権能について、宮宅氏は、「真に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推して量刑を決定する他ない」が、「そうした類推による量刑は皇帝のみに帰せられた権能」であったとされる³¹⁾。このように考えてくると、「律に不法行為とそれに該当する刑罰とを記していない」不道等の犯罪は法に則つて司法を処理する廷尉等では処理できず、そのため、法を超えた裁量が許される、皇帝自らの裁定に任されていたと考えられるであろう。では、何故、「侍御史」はそれらの事案に関わることができたのであろうか。

この点を考える上で、注目すべきは「侍御史」と請讞との関係である。すなわち、『統漢書』百官志三少府御史中丞の條には、御史中丞の属官である治書侍御史について、

治書侍御史二人、六百石。本注に曰はく、法律に明るき者を掌選して之と爲す。凡そ天下の諸もろの讞疑の事、法律を以て其の是非を當つるを掌る。

とあるように、「侍御史」のうち治書侍御史は「天下の諸もろの讞疑の事」を掌つていた。そして、その由来について、同書同志同條に付

された劉昭注に、

胡廣曰はく、孝宣路溫舒の言に感じ、秋季の後に請讞せしむ。時に帝宣室に幸し、齋居して事を決し、侍御史二人をして書を治めしむ。

とあるように、治書侍御史の端緒は、宣帝が「宣室に幸し、齋居して事を決」したときに、「侍御史」が「治書」してそれを補佐していたことにある。ここで、請讞は、もともと「原心定罪」の権柄を皇帝に集中させるため、その適用を拡大してきたとする宮宅氏の見解と、治書侍御史の由来とを踏まえて考えると、治書侍御史に請讞の処理が任せられたのは、「侍御史」が皇帝にとって理念的には一体化した存在であったためと考えられるであろう。

また、米田健志氏は御史について、政令のよつてきたる源泉たる君主の下で、その権力の根拠たる法令を統一的に管理する機能を担っていたと指摘されている⁽³²⁾。これは故事を調べて政務原案を提示する御史大夫の職掌に基づいて提出された見解ではあるが、御史大夫がそのような性格を持つのであれば、もともとその属下にあった「侍御史」にも同様の性格が備わっていたとしても不思議ではないであろう。

上の諸点を踏まえて考えると、「侍御史」は理念的には皇帝と一体化した存在として事案を処理していたからこそ、「正法」に位置づけることのできない事案をも処理することができたと考えられるであろう。

おわりに

以上、本稿では、「侍御史」が弾劾に関わった事案のほとんどが大逆・

不敬等として弾劾されている点に着目し、「侍御史」による監察の特殊な位置づけ及びその背景について追究してきた。その大要を示すと、以下のようになる。

「侍御史」による弾劾はそのほとんどが大逆・不敬・不道として断罪されたが、それは彼らが「令に著されていない」、「正法」に位置づけることのできない事案を担当していたためであった。これは「科に應」じた事案を担当していた丞相司直と好対照をなしており、よつて、この点に「侍御史」による監察の特殊な位置づけが明確に表れているといえる。

そもそも律令を超えた処断が行えるのは皇帝のみであり、廷尉をはじめとする官僚機構に一度下された事案は、律令に則った処理をせざるを得なくなる。請讞には、この司法における皇帝と官僚機構の関係が明確に表れていた。すなわち、量刑に疑義がある場合に行われる請讞では、県道官・郡国の二千石・廷尉を経ても解決しなければ、最終的に皇帝の裁定を仰ぐことになる。それは「真に当てるべき法文が欠如している」場合、「既存の律令、判例から類推して量刑を決定する」ほかに、それは「皇帝のみに帰せられた権能」であったためであった⁽³³⁾。そして、皇帝が請讞を処理する際、侍御史は「治書」して補佐していた。これらのことをあわせ考えると、「侍御史」は理念上、皇帝と一体化した存在として事案を処理し、そのために、「正法」に位置づけることのできない事案をも処理することができたと考えられる。

では、本稿で明らかとなった、皇帝と理念上、一体化した存在としての「侍御史」の性格は、武帝期以降の御史制度の展開とどのように関係するのであろうか。この点については、紙幅の関係上、別稿にて詳論することとしたい⁽³⁴⁾。

- (1) 櫻井芳朗「御史制度の形成(上)・(下)」、『東洋学報』第三卷第一・三号、一九三六年、参照。
- (2) 註(1) 櫻井氏前掲論文一三〇頁(「御史制度の形成(上)」)、参照。
- (3) 芮和蒸「西漢時代の御史中丞(上)・(下)」、『大陸雜誌史学叢書』第一輯第四冊、一九五〇年)、陳世材『兩漢監察制度研究』(台湾商務印書館、一九六八年)等、参照。なお、監察を中心とするものではないが、大庭脩氏は、前漢において、文書の起案に当たる「草制の官」たる御史の長官としての御史大夫の活動を明らかにしている(大庭脩「漢王朝の支配機構」(同『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年所収、初出は一九七〇年)、参照)。
- (4) 王勇華『秦漢における監察制度の研究』(朋友書店、二〇〇四年)、参照。
- (5) 王勇華「秦漢における監察制度の研究の現状と課題」(註(4) 王氏前掲書所収) 八頁、参照。
- (6) 王勇華「秦及び前漢初期の監察について」(註(4) 王氏前掲書所収)、参照。
- (7) 拙稿「前漢における中央監察の実態―武帝期における整備を中心として―」(『東洋学報』第八八卷第二号、二〇〇六年)、参照。
- (8) 王勇華「西漢中央監察体制再考」(『中国史学』第二四卷、二〇一四年)、参照。
- (9) 土口史記「嶽麓秦簡『執法』考」(『東方学報』第九二冊、二〇一七年)、南玉泉「再論秦及漢初的『執法』官」(同『從封建到帝國的礼法嬗變―先秦兩漢法律史論集―』、中国政法大学出版社、二〇二〇年)等、参照。

(10) 以下、少々煩雑になるが、誤解を避けるために、王勇華氏の提示した概念について、王氏の文章をそのまま引用し、それぞれまとめる。以下、括弧内の頁数は註(4) 王氏前掲書より引用した箇所の頁数を示している。

まず、王氏が提示する行政執行権とは、「中央の決定した政策を地方社会において具体的に履行する権限」であり、「行政官吏がその場その場の社会関係を規制し、地方の民政を管理する行為」である(二二二頁)。それに対して、行政監督権は「行政機関において上級機関が下級機関の行政執行過程に対して評価・勧告・監視・訓令・人事考察などの職権を遂行する」権限であるとし(九五頁)、両権を行政権として位置づける。

それに対して、監察権を構成する行政監察権と司法監察権について、前者は「監察専従者が法的な根拠によって主に行政執行過程における違法行為を糾弾し、取り締まり、法的責任を問うなどの職権を遂行する」権限であるとした上で(九五頁)、行政監察権と行政監督権との関係について、

執行中の行政業務を指導し、その内容の優劣を評価するという行政管理の手法である行政監督権に対して、行政監察権は事後的な行動であり、執行された行政内容が適法であったか否かを法的基準によって判断し、それを処理することである。

と述べる(九五頁)。

他方、司法監察権とは司法機関の行う「司法業務の実施状況を監察」することであり、「特に疑獄に対して法的な根拠を提供し、法律によってその是非を定めるといふ職能」(氏は「疑獄を決する参与権」と「奏讞権」と称する)と、「廷尉による裁判の結果を『治実』、すなわち審査

して、裁判の公正さを確保するという職能」(氏は「治吏」権と称する)とを合わせたものとする(六一頁)。そして、それは「監察結果にもとづく指摘・助言・勸告をなすにとどまり、具体的な司法裁判には一切参与」せず、「具体的な司法裁判は司法官吏によって行」われたとする(六一頁)。

(11) 祝総斌『両漢魏晋南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、一九九〇年)、参照。

(12) 王勇華『前漢刺史の性格について』(註(4) 王氏前掲書所収、初出は二〇〇〇年) 二一九頁、参照。

(13) 王勇華『監察系統の内部関係』(註(4) 王氏前掲書所収) 二六八頁、二六九頁、参照。

(14) 註(12) 王氏前掲論文二四七頁註(16)、参照。

(15) 註(3) 櫻井氏前掲論文(『御史制度の形成(上)』) 一五〇頁、参照。

(16) 和田清『支那官制發達史』特に中央集権と地方分権との消長を中心として(『影印版』(汲古書院、一九七三年、初刊は一九四二年)、参照。

(17) 西嶋定生『武帝の死―『塩鉄論』の政治史的背景―』(同『中国古典国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年所収、初出は一九六五年)、参照。

(18) 註(11) 祝氏前掲書、富田健之『前漢武帝期の側近政治と』『公卿』(『新潟大学教育人間科学部紀要(人文・社会科学編)』第八巻第一号、二〇〇五年)、渡邊将智『後漢政治制度の研究』(早稲田大学出版部、二〇一四年)、侯旭東(大原信正訳)『前漢『君相委託制度』説賸義―刺史の奏事対象とあわせて―』(『中央大学アジア史研究』第四号、二〇一八年)等、参照。

(19) 註(8) 王氏前掲論文、参照。

(20) 王勇華『御史中丞の監察について』(註(4) 王氏前掲書所収)、参照。

(21) 祝総斌氏は「如律令」・「如詔書」という詔令の文言について、丞相が行う百官の執行に対する検査の規程を表すとする(註(11) 祝氏前掲書三三二頁、参照)。祝氏の見解に従えば、丞相による監察の基準は「律令」・「詔書」に明確に示されていることになる。この点については、筆者も別稿にて、具体的な事例に基づき検討し、詳論した(拙稿『前漢における丞相の政治的地位について―礼制における丞相の職責を中心として―』(『鹿大史学』第七〇号、二〇二三年掲載予定)、参照)。

(22) 大庭脩『漢律における『不道』の概念』(註(3) 大庭氏前掲書所収、初出は一九五七年) 一四三頁、参照。

(23) 水間大輔『漢律令『大不敬』考』(『中央学院大学法学論叢』第三三巻第二号、二〇二〇年)、同『漢律令『不敬』考』(『中央学院大学法学論叢』第三四巻第一号、二〇二〇年)、参照。なお、不敬については、若江賢三氏も論じられている(若江賢三『漢代の不敬罪』(同『秦漢律と文帝の刑法改革の研究』、汲古書院、二〇一五年所収、初出は一九八六年)、参照)。

(24) 水間大輔氏は、本案件は王鳳が政敵である馮野王を排除しようとし、恣意的に不敬罪を適用したものととして、不敬罪の基準が曖昧で、恣意的に解釈される余地があったと指摘されている(註(23) 水間氏前掲論文『漢律令『不敬』考』等、参照)。

(25) 註(7) 前掲拙稿、参照。

(26) 註(22) 大庭氏前掲論文一四三頁、参照。

(27) 好並隆司『前漢代の内朝と宿衛の臣』(同『前漢政治史研究』、研文

出版、二〇〇四年、初出は一九九九年）、山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡『二年律令』と秦漢史研究」（『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇二年）等、参照。渡辺信一郎氏は、この『史記』張釈之伝の記事を引いて、「通常は、皇帝が制定した天下公共の法にもとづき、官僚制をつうじて統治は実現された。しかし、唯一の法制定権者でありながら、自ら制定した法をも越えて支配意志を貫徹しうる権力を留保していたところに、皇帝権力の専制的性格が刻印されている」と述べられている（渡辺信一郎「天下のイデオロギー構造—唐代中国と日本律令制国家との比較を中心に—」（同『中国古代の王権と天下秩序—日中比較史の視点から—』、校倉書房、二〇〇三年所収）四四頁、参照）。

⁽²⁸⁾ 請讞については、池田雄一「漢代の讞制—江陵張家山『奏讞書』の出土によせて—」（同『中国古代の律令と社会』、汲古書院、二〇〇八年所収、初出は一九九五年）、宮宅潔「漢代請讞考—理念・制度・現実—」（『東洋史研究』第五五卷第一号、一九九六年）、初山明「秦漢時代の刑事訴訟」（同『中国古代訴訟制度の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇六年所収、初出は一九八五年）等、参照。

⁽²⁹⁾ 註(28) 宮宅氏前掲論文一五頁、参照。なお、秦漢初にかけての請讞の実例は張家山漢簡『奏讞書』・嶽麓書院藏簡『爲獄等狀四種』に収録されている。管見の及ぶ限り、そこに見られる事案は、皇帝に上呈されたものでもいずれも律令の條文が嚴格に適用されている。この点については別稿（拙稿「前漢後半期における御史制度の展開」（『九州大学東洋史論集』第五〇号、二〇一三年掲載予定）にて、詳論する。張家山漢簡『奏讞書』・嶽麓書院藏簡『爲獄等狀四種』については、池田雄一編『奏讞書—中国古代の裁判記録—』（刀水書房、二〇〇二年）、同編『漢

代を遡る奏讞—中国古代の裁判記録—』（汲古書院、二〇一五年）、水間大輔「張家山漢簡『奏讞書』と嶽麓書院藏秦簡『爲獄等狀四種』の形成過程」（『東洋史研究』第七五卷第四号、二〇一七年）、陶安「嶽麓秦簡《爲獄等狀四種》釋文注釋（修訂本）」（上海古籍出版社、二〇二二年）等、参照。

⁽³⁰⁾ 註(28) 宮宅氏前掲論文二五—一六頁、参照。

⁽³¹⁾ 註(28) 宮宅氏前掲論文三一頁註(49)、参照。

⁽³²⁾ 米田健志「前漢の御史大夫小考—『史記』三王世家と元康五年詔書冊の解釈に関して—」（『奈良史学』第二七号、二〇〇九年）、参照。

⁽³³⁾ 註(28) 宮宅氏前掲論文三一頁註(49)、参照。

⁽³⁴⁾ 註(29) 前掲拙稿、参照。

【附記】本稿は二〇二二年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）・20K01024）「中国古代官制秩序の形成—前漢劉邦集団の構造との関連から—」による研究成果の一部である。